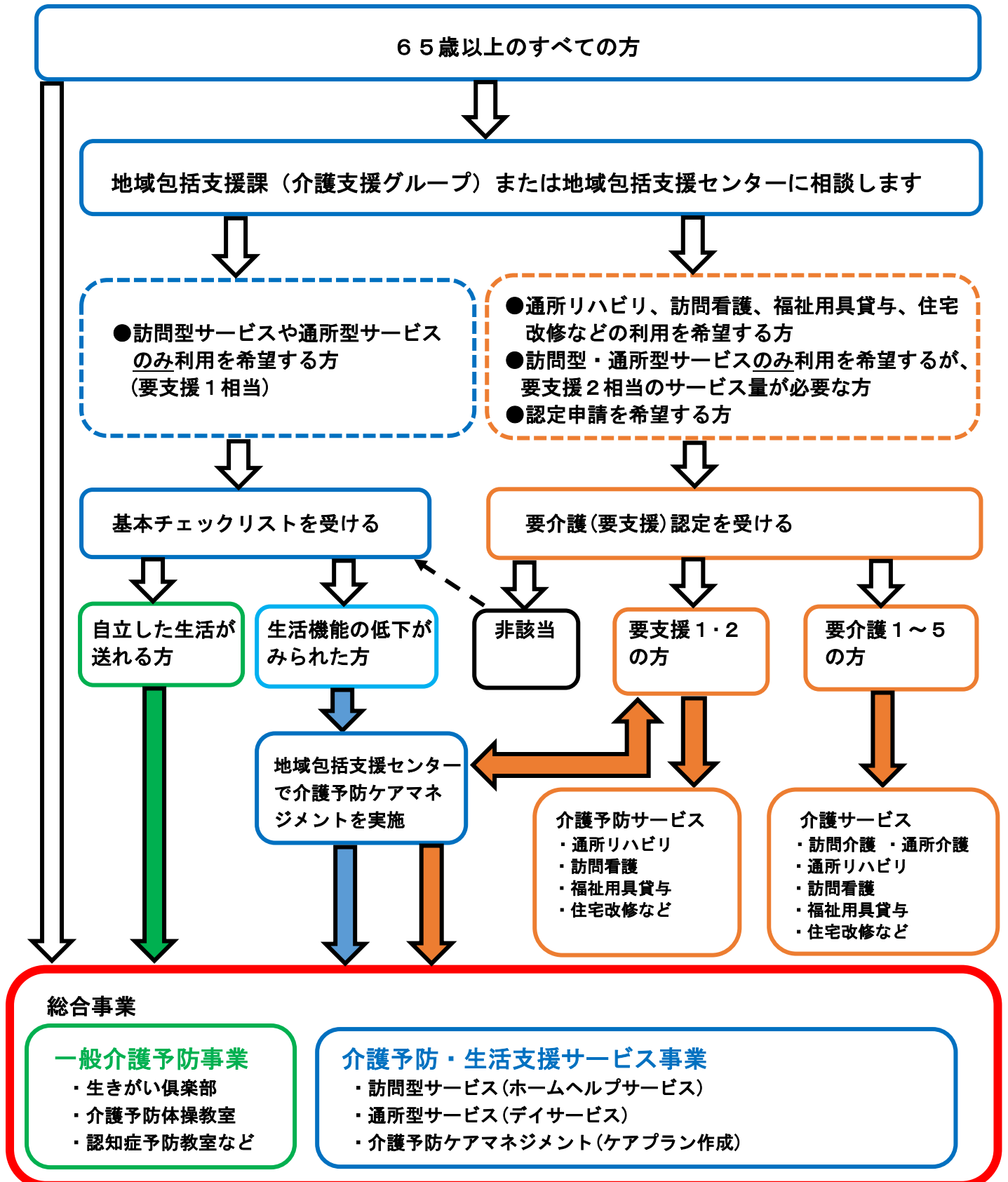


総合事業利用までの流れ

総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリスト（生活機能を確認するための簡単な質問票）により事業対象者と判定された方が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上のすべての方が利用できる「**一般介護予防事業**」があります。
手続きの流れは、次のとおりです。



2. 一般介護予防事業

65歳以上の全ての方を対象としますが、一部の事業については要介護認定を受けている方は対象外となります。

事業	内容	場所
生きがい倶楽部 事業	脳活性化訓練や健康運動実践指導士による筋トレメニュー、ゲーム等の実施により、生きがいづくりの場を提供し、要介護状態となることを予防します。 ※要介護者は対象外となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田子町老人福祉センター ・ 上郷公民館
認知症予防教室	脳活性化訓練やレクリエーションなどさまざまな課題の実施により、認知症を予防します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ せせらぎの郷
介護予防教室	リハビリ専門職や保健師が地区集会所等に出向き、介護予防運動等の指導を行い、要介護状態となることを予防します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区集会所